

三田市告示第 72 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

三田市長 田村 克也

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称 : SB ペイメントサービス株式会社
所在地 : 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

三田市ふるさと納税寄附金

※ ただし、指定納付受託者が運営する決済サービスを利用して申し込まれた寄附金に限る。

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで